

◇ 判例研究 ◇

刑事判例研究28

被告人の訴訟能力を認めた上で、完全責任能力を認めた原判決の判断に対して心神耗弱の状態にあったと認めた事例

(東京高判令和元年12月5日判タ1477号110頁)

刑事判例研究会  
徳 永 元\*

【事案の概要】

被告人（ペルー人）は、群馬県内の工場で働き、同社の寮に住んでいたが、2015年9月12日、勤務開始時刻に出勤せず、寮から出奔した。被告人は、同日午前中、職場関係者に電話で退職の意向を伝えるとともに、「会社の中でスーツを着ている3人の日本人が自分を殺しに来た」などと電話で話した。夕方ごろ、被告人は、無関係の会社敷地内に座り込んでいたところ、その会社の従業員や社長に声をかけられた。同社長は、被告人の「姉、伊勢原」などの発言を聞き、被告人が伊勢原にいる姉のところに行きたいのだと考え、被告人を前橋駅まで自動車に乗せて送っていくことにしたが、被告人は、駅に近づいたところに突然降車を求め、同社長と別れた。

13日午前11時過ぎ、被告人は、前橋駅から電車に乗り、午後0時50分ごろ、予定していなかった籠原駅で電車を降りた。被告人は、午後1時ご

---

\* とくなが・はじめ 大阪市立大学大学院法学研究科准教授

被告人の訴訟能力を認めた上で、完全責任能力を認めた原判決の判断に対して心神耗弱の状態にあったと認めた事例（徳永）

ろ、籠原駅付近の民家の敷地内に立ち入り、その玄関先にいたところ、家人に声をかけられると、電話をかける仕草をしながら「警察、警察」と言ったり、ポケットから取り出した財布を示しながら「お金、お金」と言ったりした。被告人は、通報を受けて到着した警察官とともに熊谷警察署に移動し、署内で所持品を確認されたりしたが、午後3時ごろ、喫煙のために警察署玄関前にいたところ、突然走り出し、逃走した。被告人は、警察署内に現金、財布といった貴重品一切を残して身一つで逃走したため、所持金のすべてを失った。その後、被告人は、通行人に対していきなり「金、金」と声をかけたり、付近の民家敷地内に入ったりした。

14日、被告人はA1方に侵入し、包丁を入手すると、それぞれ帰宅したA1、A2の胸部等を同包丁で数回突き刺して殺害した。被告人は、侵入から退去までの間に、ビール等の飲食に及んだほか、現金約9000円、A2のスマートフォンを入手した。

15日午後3時32分ごろから翌16日午後3時10分までの間に、被告人はB方に侵入し、Bの腹部等を上記包丁で突き刺して殺害すると、死体を浴槽内に入れて蓋をかけるなどして隠し、床上の血痕をふき取るなどした。被告人は、侵入した後のいずれかの時点で、Bの財布の中を物色するとともに、包丁を入手し、菓子やカップ麺、ヨーグルト等の飲食に及んだ。また、A1方で入手したスマートフォンおよび自動車の鍵を投棄した。

16日午前7時20分ごろから午後5時27分までの間に、被告人はC1方に侵入し、C2の上胸部等をA1方で入手した包丁で数回突き刺すなどして殺害すると、死体をクローゼット内に移動させた上で、敷毛布をかけるなどして隠し、床上の血痕をふき取るなどした。さらに、C3およびC4が帰宅すると、両名の各前頸部をB方で入手した包丁で切りつけるなどして殺害し、両死体をウォークインクローゼット内に移動させた上で、敷パッド等をかぶせるなどして隠し、血痕上には敷布団等を置いた。被告人は、C3殺害前に、その両腕を荷造りベルトで縛ったり、口にガムテープを巻いたりするなどの行為に及んだ上、殺害前後のいずれかの時点において、

C3 の短パンと下着の股部分を切って脱がしたり、下着に精液を付着させたりした。被告人は、侵入した後のいずれかの時点で、自動車の鍵 2 本を入手し、ヨーグルト等の飲食に及んだほか、C2 の携帯電話を靴下に入れて結んだ状態にした。

同日午後 5 時 27 分ごろ、C1 方の外観を確認していた警察官らが 2 階小窓付近にいた被告人を発見し、「警察だ、下に降りてこい」と呼びかけると、被告人は「私、交番、行く」、「でも、ポリス、やくざ」などと言った。被告人は包丁で自分の腕を切りつけるなどした後、半ば意識を失った状態で窓から転落し、頭部外傷等の重傷を負って救急搬送された。

原判決（さいたま地判平成30・3・9判時2416号98頁）は、争点となった強盗の故意および責任能力についていずれもこれを肯定し、住居侵入罪、強盗殺人罪、死体遺棄罪の成立を認め、被告人を死刑に処した。被告人の責任能力に関しては、鑑定意見が十分尊重に値すると評価した上で、本件各妄想（後述）の存在は肯定しつつ、命令性の幻聴のような自らの行動を支配する精神症状はなかったとした。その上で、精神障害が各犯行に与えた影響について、本件各妄想の存在がなければ、被告人が各犯行を決意することもなかったのであり、精神障害が各犯行の犯意形成に影響を与えたとする見方は確かに可能であるが、「しかし一方で、犯行直近の状況に限ってみた場合、金銭に窮した被告人が手っ取り早く金品を得ようとする現実的な欲求に基づき、侵入窃盗や侵入強盗の各犯行を決意した動機は十分に了解可能である」、「被告人が被害者らを本件各妄想に基づく追跡者とみなして殺害した可能性は排斥でき、金品入手の目的をより確実に達するために家人に抵抗されぬよう殺害し、あるいは強盗の機会に人を殺害したものと認められるが、いずれも精神障害による病的体験の存在を介さずとも犯罪者の正常心理として了解可能なものといえる」などとし、「各犯行は統合失調症による病的体験に犯行の動機や態様等を直接支配されるなどしたものとみられない」とした。

これに対して、弁護人は、① 原審裁判所が訴訟能力の有無を判断する

被告人の訴訟能力を認めた上で、完全責任能力を認めた原判決の判断に対して心神耗弱の状態にあったと認めた事例（徳永）

ことなく公判手続を続行したことは刑事訴訟法第314条第1項に反し、訴訟手続の法令違反がある、②被告人は現在も訴訟能力を欠くから、公判手続を停止すべきである、③事実誤認・法令適用の誤りとして、強盗の故意はない、各行為は死体の遺棄にあたらぬ、被告人は各行為時に心神喪失の状態か、少なくとも心神耗弱の状態であったとして、控訴した。

## 【判 旨】

東京高裁は、次のように述べて、弁護人による事実誤認の主張を一部認めて原判決を破棄自判し、被告人を無期懲役に処した。

原審における被告人の訴訟能力については、被告人の精神能力等が減損し、弁護人との意思疎通もほとんど困難であったことを踏まえても、被告人の防御権の行使に実質的な支障が生じていたとは認められず、被告人は、訴訟能力が著しく制限されてはいるが、これを欠いているものではなく、弁護人からの適切な援助と裁判所の後見的役割により、なお訴訟能力を保持している状態にあったというべきである。

当審段階における被告人の訴訟能力については、被告人がその精神的能力や意思疎通能力を発揮することが全くできないほど悪化しているとは認められない。また、被告人との意思疎通が困難であったのは原審においても同様であったところ、当審弁護人も、捜査段階及び原審における被告人の供述等からうかがわれる被告人の認識に沿った弁護活動を行うことは可能であり、当審においても、考え得る防御を尽くした。当裁判所においても、被告人の権利行使に配慮した訴訟指揮を行った。そうすると、被告人の病状の悪化を考慮しても、現時点においてその防御権の行使に実質的な支障が生じているとは認められず、被告人の訴訟能力が失われているとはいえない。

被告人の責任能力については、原判決の認定、判断は、責任能力について誤った判断枠組みに基づいている上、精神鑑定等の証拠評価に看過し難い誤りがあって、是認することができない。すなわち、動機の内容だけで

なく、その形成過程が了解可能なものであるか否かは、精神障害が犯行に及ぼした影響をみる上で重要な考慮要素と考えられるのに、それを捨象して判断をしたことに加え、被告人の精神障害の影響を十分に考慮せずに本件各犯行の動機や目的の認定を誤り、ひいては、E鑑定を正しく理解せずに判断をしたものといわざるを得ない。そして、被告人の統合失調症の症状が及ぼした影響を考慮した場合、本件各事件現場への侵入が追跡者から身を隠すための行動であったり、各被害者に対して誤った意味付けをして殺害行為に及んだ疑いが十分に残るといふべきである。そうすると、本件各犯行を了解可能な動機に基づく合理的な行動と評価するのは困難であり、また、逃走に必要な金品を入手するという目的に沿った一貫したまとまりのある行為と評価することもできない。原判決における本件各犯行の動機やその形成過程の了解可能性、犯行の合目的性に関する評価は不合理といわざるを得ない。

もっとも、本件各犯行が本件各妄想及び精神的な不穏状態に非常に大きく影響されていたとしても、これらに完全に支配されていたとまで評価することはできず、被告人は、本件各事件当時、心身耗弱の状態にあったと認められる。

## 【研究】

### 1. 問題の整理

本件は、「熊谷6人連続殺人事件」として世間の注目を集めた事件である<sup>1)</sup>。高裁において争点となったのは、被告人の訴訟能力の有無、強盗の故意の有無、責任能力の有無および程度である。このうち、強盗の故意の有無については、検討の余地がないわけではないものの、紙面の都合上省

---

1) 本判決の評釈として、友田博之「判批」新・判例解説 Watch (法セ増刊) 29号 (2021) 199頁以下。また、本判決を素材とした考察として、小池信太郎「熊谷6人殺害事件——責任能力の判断」法セ793号 (2021) 23頁以下、稗田雅洋「妄想等が犯行に影響を及ぼした場合の責任能力判断——高裁破棄判決2件を契機に考える——」刑ジャ68号 (2021) 84頁以下。

被告人の訴訟能力を認めた上で、完全責任能力を認めた原判決の判断に対して心神耗弱の状態にあったと認めた事例（徳永）

略することとして、訴訟能力および責任能力に関する判断について見ていく。

## 2. 訴訟能力の判断について

### (1) 訴訟能力に関する従来の判例と学説

まず、訴訟能力と言うときは、訴訟を適法に進行させるための「一般的訴訟能力」と個々の行為の有効要件としての「個別的訴訟能力」があるとされる<sup>2)</sup>。ここで問題となっているのは前者である。この意味での訴訟能力とは、最決平成7・2・28刑集49巻2号481頁によれば、「被告人としての重要な利害を弁別し、それに従って相当な防御をすることのできる能力」である<sup>3)</sup>。これを欠く状態、つまり刑事訴訟法第314条第1項の「心神喪失の状態」に該当するかがここでの問題である。すなわち、①原審において「心神喪失の状態」にあったのであるから、公判手続を停止しなかった原審には訴訟手続の法令違反がある、②控訴審において「心神喪失の状態」にあるのであるから<sup>4)</sup>、同じく公判手続を停止すべきであるという2つの主張である。なお、判決文を閲読する限りでは、原審において訴訟能力は争われていないようである。

訴訟能力の判断方法については、「被告人は、重度の聴覚障害及びこれに伴う二次的精神遅滞により、訴訟能力、すなわち、被告人としての重要な利害を弁別し、それに従って相当な防御をする能力が著しく制限されてはいるが、これを欠いているものではなく、弁護士及び通訳人からの適切な援助を受け、かつ、裁判所が後見的役割を果たすことにより、これらの能力をなお保持している」とした、最判平成10・3・12刑集52巻2号17頁（以下、平成10年判決）が重要である。すなわち、被告人自身において防御

---

2) 白取祐司『刑事訴訟法〔第10版〕』（日本評論社、2021）253頁。

3) それ以前は、「一定の訴訟行為をなすに当たり、その行為の意義を理解し、自己の権利を守る能力」などとされていた（最決昭和29・7・30刑集8巻7号1231頁）。

4) 被告人の出廷を前提としない控訴審においても、第314条第1項の準用は最判昭和53・2・28刑集32巻1号83頁において認められている。

に不十分なところがあるとしても、それは、「適切な援助」と「後見的役割」によって補完されうるということである。

訴訟能力の意義と判断方法については、近年の学説において議論の展開がある<sup>5)</sup>。伝統的な見解は、具体的・概括的理解能力説と呼ばれる見解であり、訴訟能力を意思能力とほぼ同視する。そのため、一般的・抽象的な理解能力や意思疎通能力は不要であるとするのが特徴である。このように、要求される水準を低く設定する背景には、刑事訴訟法は刑法第39条第1項の心神喪失が公判手続において審理されるものと予定していること、諸外国とは異なり「訴訟無能力者に対する治療ないし社会秩序や安全の維持などのための受け皿」が用意されていないことなどがあるとされる<sup>6)</sup>。これに対して、近時有力に主張されているのが、抽象的・言語的理解能力説と呼ばれる見解である。その特徴は、コミュニケーション能力を重視するところにある。すなわち、当事者主義の観点からは、被告人にはより高度の能力が保障されるべきであるとする見解である。たとえば、飯野海彦は、「公判手続続行能力は、被告人の当事者の地位の前提となる能力であるゆえ、審理の客体にとどまらず、応訴の主体たり得る能力であり」、防御上で必要な意思疎通能力も問題とされなければならないとする<sup>7)</sup>。

## (2) 本判決の分析

本判決の分析として、まず、訴訟能力判断において考慮されている諸事情を確認する。なお、考慮されている事情は、原審段階と控訴審段階とで基本的に同じである。

---

5) 中谷雄二郎「判解」『最高裁判所判例解説刑事篇(平成10年度)』(法曹会, 2001) 24頁以下、指宿信「訴訟能力の判断基準——理論的到達点と最高裁判例の批判的検討」井田良他編『浅田和茂先生古稀祝賀論文集[下巻]』(成文堂, 2016) 253頁以下。

6) 中谷・前掲注(5) 24頁以下。中島直「訴訟能力と精神鑑定」訴訟能力研究会編『訴訟能力を争う刑事弁護』(現代人文社, 2016) 118頁も治療システムの不備を指摘する。

7) 飯野海彦「訴訟の主体としての被告人の訴訟能力」岩瀬徹他編『町野朔先生古稀記念刑事法・医事法の新たな展開 下巻』(信山社, 2014) 465頁。

被告人の訴訟能力を認めた上で、完全責任能力を認めた原判決の判断に対して心神耗弱の状態にあったと認めた事例（徳永）

出発点として本判決も認めているのは、被告人は、原審の段階で、統合失調症の症状により、思考内容や思路が混乱した状態にあり、意思疎通も困難で、その精神的能力や意思疎通能力は相当程度減損していたこと、さらに、控訴審の段階では、病状が悪化していることは否定し難いということである。

この前提の上で、本判決は、訴訟能力を肯定する諸事情に言及している。

まず、被告人自身の精神的能力や自身の置かれている状況の理解に関する事情である。すなわち、拘置所における態度や発言から、被告人において「精神的能力等が全く失われるような状況にはなかった」。さらに、拘置所職員や鑑定人との会話や法廷での供述態度、および供述内容からすると、被告人は刑事裁判を受けていると理解していることがうかがわれ、検察官、裁判官、警察官の役割についての理解も失われておらず、公判廷でも自制的な行動をとることができているとされている。

次に、前述の「適切な援助」と「後見的役割」による防御権の保障に関する事情である。すなわち、弁護人は、捜査段階および公判廷における供述を踏まえ、被告人の認識に沿う弁護活動をすることが可能であり、原審においては時間をかけて被告人質問を行う、控訴審においてはE医師の証人尋問を改めて請求するなどの防御を尽くしている。裁判所も、裁判員法第50条に基づく鑑定を実施するとともに、拘置所に被告人の動静の報告を継続的に求めてその心身の状態を把握し、精神状態について証人尋問を含めてE医師から意見を聴取するなど、被告人の権利行使に配慮した訴訟指揮を行ったとされている。これらの点は、基本的に平成10年判決の着眼点を踏襲したものである。訴訟能力の意義としては、具体的・概括的理解能力説に親和的である。

### (3) 若干の考察

本判決における訴訟能力の判断には、判決文に表れている限りでは、以

下のような疑問がある。

まず、犯行の動機や目的に関する被告人の供述が得られなかったという本件の事情にかんがみれば、責任能力の有無および程度を判断するために、被告人が供述できるのを待つべきであったという指摘がある<sup>8)</sup>。

さらに、鑑定医として原審から関与しているE医師の意見が十分に考慮されているのかにも疑問が残る。控訴審におけるE医師の意見は、「被告人は、引き続き統合失調症にり患し、病状が悪化していることがうかがわれ、その精神機能と判断能力の減損の程度は50条鑑定時よりも悪化しており、現在は、少なくとも判断能力を発揮して実質的な効果を得ることはほとんどできない」というものである。これに対して、本判決は、E医師の意見はその判断資料が第1回公判期日に得られた情報に限られているため、その証拠価値には一定の限界があると評価する。しかし、被告人の病状は悪化しているのであるから、素直に考えれば、第1回公判期日の段階で「ほとんどできない」とされたものは、それ以降もほとんどできないのではないか。また、これは原審段階の訴訟能力の評価にも言えることであるが、公判廷における被告人の個々の発言が質問に対応した回答であるように見えてとしても、全体を通じてコミュニケーションが本当に成り立っているのかも問われるべきだろう。とはいえ、まさしく被告人を目の前にして、公判を実際に取り仕切った裁判所の結論が本判決なのであるから、この批判はやや説得力を欠くのかもしれない。

より問題とすべきは、平成10年判決における弁護人等による「適切な援助」と裁判所の「後見的役割」の位置付けである。すなわち、これらの点が訴訟能力の評価において重要な考慮要素となるとしても、訴訟能力はあくまで被告人の能力の問題であり、被告人へのはたらきかけはこれを補完するものに過ぎないはずである。しかしながら、本判決においては、「被告人の防御権の行使に実質的な支障が生じていたとは認められ」ない、あ

---

8) 友田・前掲注 (1) 201頁。

被告人の訴訟能力を認めた上で、完全責任能力を認めた原判決の判断に対して心神耗弱の状態にあったと認めた事例（徳永）

るいは、「弁護人において、被告人の認識に沿った防御活動を行うことはなお可能であった」という文言が見られる。特に、控訴審段階については、「被告人の病状の悪化を考慮しても、現時点において、その防御権の行使に実質的な支障が生じているとは認められ」ないと、これが訴訟能力を認める決定的な根拠になっているようにも読める。しかし、この判示が、「防御権が保障された外部的状況が結果としてあったのであれば、被告人が裁判の意味を理解していなくてもよい」という趣旨であれば、それは妥当とは言えないだろう。平成10年判決も、そのような意味で訴訟能力を判断しているわけではない。確かに、平成10年判決は前述のような判断枠組みを提示したが、その前提になっているのは、一貫して被告人自身に何が可能であったかである。防御活動や裁判所の審理は、訴訟能力に関する事実の末尾で簡潔に述べられているに過ぎない。したがって、本判決が訴訟能力を前述の趣旨で理解しているのであれば、それは判例の理解としても問題だろう<sup>9)</sup>。

### 3. 責任能力の判断について

#### (1) 本判決の分析

責任能力に関しては、その内容や判断方法について判例の蓄積があり、議論も多いところである。特に精神鑑定的前提条件や内容については、裁判上しばしば争われている。しかし、本件では、従来問題とされてきたような不備が生じないように慎重に精神鑑定が行われている印象があり、実際にこれらは争点となっていない。

それゆえ、ここでは、直截に本判決と原判決との対照から検討を始め

---

9) この点、中谷・前掲注(5)26頁は、弁護人等による適切な援助と裁判所による後見的役割が果たされている限り、被告人の能力がかなり制限されていても、その権利が実質的に侵害されるような状況がなければ、公判手続を停止すべき理由はないとする。しかし、被告人が十分な精神能力をもって公判に臨めないこと自体が、その権利を実質的に侵害していると言うべきである。さらに、平成10年判決そのものに対する批判については、指宿・前掲注(5)268頁以下。

る。まず、両者で一致している被告人の精神障害の内容を確認する。E 医師により行われた鑑定および同医師の証言によれば、被告人は統合失調症に罹患しており、職場関係者やその者が差し向けた黒いスーツを着た男ややくざから危害を加えられるとの被害妄想や、危害を加えようとする者が自分や親族を加害するために迫っているとの妄想があった（本件各妄想）。これに対して、命令性の幻聴のような自らの行動を支配する幻覚体験といった精神症状については、E 医師は明確には確認できないとしており、原判決・本判決ともにその存在を否定している。

その上で、原判決は、妄想を事件の発端と見るも、犯行自体の動機の一了解可能性を強調しているのに対して、本判決は、妄想が犯行に与えた影響の機序を具体的かつより慎重に判断しているものと整理される。

原判決の特徴は、掲載誌の匿名解説にもあるように、「刑事責任能力に関する精神鑑定書作成の手引き」で示された「鑑定の考察にあたっての7つの着眼点」<sup>10)</sup>を強く意識した認定である。判断の構造としては、本件各妄想の存在がなければ被告人が犯行を決意することはなかったとして、「精神障害が各犯行の犯意形成に影響を与えたとする見方は確かに可能である」としつつ<sup>11)</sup>、上記7つの着眼点のうち、主に「動機の一了解可能性」、「犯行の一貫性・合目的性」および「元来ないし平素の人格に対する犯行の親和性」を根拠に、「各犯行は統合失調症による病的体験に犯行の動機や態様等を直接支配されるなどしたものとはみられない」、「個別、具体的な犯行に与えた影響の仕方という点では、精神障害は背景的、間接的な影

---

10) 他害行為を行った者の責任能力鑑定に関する研究班編著「刑事責任能力に関する精神鑑定書作成の手引き 平成18～20年度総括版 (ver.4.0)」19頁以下 (<https://www.ncnp.go.jp/nimh/chiiki/documents/07-01.pdf> を参照。最終閲覧日2021年11月1日)。7つの着眼点とは、原判決で言及があるものに加えて、「犯行の計画性、突発性、偶発性、衝動性」および「精神障害による免責の可能性の認識」である。原判決では、「行為の意味、性質、反道徳性、違法性の認識」および「犯行後の自己防御・危険回避の行動」は、「犯行の一貫性・合目的性」の中で補強的に加味されているようである。

11) また、本件各妄想が現実の出来事に基盤を置いているという評価も、完全責任能力を肯定する方向に間接的にはたらいているのだろう。友田・前掲注(1)202頁脚注4も参照。

被告人の訴訟能力を認めた上で、完全責任能力を認めた原判決の判断に対して心神耗弱の状態にあったと認めた事例（徳永）

響を与える限度にとどまっていたというべきである」としている。特に重視されているのが動機の詳細可能性であり、「犯行直近の状況に限って見た場合、金銭に窮した被告人が手っ取り早く金品を得ようとする現実的な欲求に基づき、侵入窃盗や侵入強盗の犯行を決意した動機は十分に了解可能である」、「精神障害による病的体験の存在を介さずとも犯罪者の正常心理として了解可能なものといえる」としている。

これに対して、本判決は、原判決の問題点を大きく2点にまとめる。

第一に、動機の内容だけでなく、その形成過程が了解可能なものであるか否かは、精神障害が犯行に及ぼした影響をみる上で重要な考慮要素と考えられるのに、それを捨象した判断をしたことを批判する。すなわち、本件各犯行およびその直近の状況に限定して検討し、被害者らを本件各妄想に基づく追跡者とみなして殺害した可能性を排斥した以外に十分な理由を示すことなく、動機の詳細可能性、行動の合目的性等を指摘するにとどまっている点である。

この「動機の形成過程」は、責任能力が問題となった裁判例においてよく見られる文言である。これは、近年の裁判例を精神障害の特性と関連付けて見てみると、①精神障害およびその症状そのものが、当該犯行の動機と直接関連するものであるため、一見了解可能な動機があるように見えても、動機の形成に病的な影響がある場合（たとえば、妄想性障害、クレプトマニア、うつ病）、および、②精神障害の影響で衝動性が強まっているため、一見了解可能な動機があるように見えても、反対動機が形成できないことについて病的な影響がある場合（たとえば、パーソナリティ障害）に、よく問題とされているようである。もっとも、本件はそのような事例ではない。この点の原判決批判は、犯行に至る経緯において統合失調症の症状が明らかに見られるのであるから、これが犯行に影響しうるのは当然なのであって、その可能性を十分慎重に検討したとは言えないという趣旨だろう。

第二に、被告人の精神障害の影響を十分に考慮せずに本件各犯行の動機や目的の認定を誤り、ひいては、E鑑定を正しく理解せずに判断をしたこ

とを批判する。正常な精神機能の働きとして理解できるかだけでなく、精神障害が本件各犯行に影響を及ぼした可能性や機序についても十分に検討をし、双方を踏まえた総合判断を行わなければ、被告人の事理弁識能力や行動制御能力が著しく失われた状態になかったと言い切ることはできないはずであるということである。

その上で、本判決は、あらためて責任能力の判断を行い、結論として被告人は犯行時に心神耗弱の状態にあったとした。したがって、ここでは、弁識能力および制御能力が著しく損なわれていたという認定と、それでも完全に失われてはいなかったという認定がなされたことになる。

心神耗弱であることを基礎付ける事実と評価は、基本的にE鑑定からの認定である<sup>12)</sup>。まず、統合失調症の状態、統合失調症の症状が本件各事件に及ぼした影響を確認した後で、精神障害の影響を考慮した上での、本件各犯行における被告人の動機や目的を評価する。そして、「本件各犯行現場への侵入も追跡者から身を隠す目的が大きな部分を占めていた可能性を否定できない」、「被害者に対して誤った意味付けをしたことが大きな部分を占めて、各被害者を殺害した可能性は否定できない」。したがって、「本件各犯行を了解可能な動機に基づく合理的な行動と評価することは困難であり、また、これを逃走に必要な金品を入手するという目的に沿った一貫したまとまりのある行為と評価することもできない」と結論付ける。

これに対して、心神喪失ではないことを基礎付ける事実と評価は、裁判所独自の観点からなされており、E鑑定への言及はここではほとんどない。すなわち、本件各妄想は、それ自体が被告人に一定の行為を命ずるような内容ではないという点は鑑定からの認定であるが、それ以外の点は、裁判所による「規範的評価」と見なせる指摘である。何点が抜き出すと、不信を感じた人物に対し直ちに加害行為には及んでいない、防衛というより危機から逃れる手段として殺害に及んでいる、金品の入手は被告人の目

---

12) 判断の構造としては、精神障害の有意な影響を認めなかった原判決を批判する中で指摘されている事実・評価である。

被告人の訴訟能力を認めた上で、完全責任能力を認めた原判決の判断に対して心神耗弱の状態にあったと認めた事例（徳永）

的に沿うもので特段異常な点は見当たらない、証拠隠滅と評価できる行動を繰り返している、警察官が声掛けをした直後に玄関ドアを施錠するなど自己の身を守るための危機からの回避行動と理解できる行為もしている、などとする。これらの事情は、被告人の自発的な意思に基づく側面があったことや、自己の行為の違法性を理解していたことの根拠であるとされる。ここから、総合すると、「被告人が統合失調症に影響された行動をとっており、その影響が非常に大きかったことは否定できないが、他方で、被告人の自発的意思に基づく部分も一定程度残されていたと考えられる」とされ、結論として心神耗弱の状態にあったと判断されている。

## (2) 若干の考察

まず、原判決を退けて心神耗弱を認めた点を検討する。本判決の判断を支えているのは、要するに、「正常な精神機能の働きとして理解できるかだけでなく、精神障害が本件各犯行に影響を及ぼした可能性や機序についても十分に検討をし、双方を踏まえた総合判断を行わなければ、被告人の事理弁識能力や行動制御能力が著しく失われた状態になかったと言い切ることはできないはずである」という態度である。もともと、動機地了解可能性については、「刑事責任能力に関する精神鑑定書作成の手引き」においても、「使用上の注意」として、「動機地了解可能性だけでなく、了解不可能性にも目を向けること」と表記されている<sup>13)</sup>。この点では、本判決が、被告人の動機を明らかに了解不可能であると評価したのではなく、本件各妄想の影響が犯行に対して「大きな部分を占めていた可能性を否定できない」としていることが示唆的である。つまり、責任能力判断においては、動機が了解可能かではなく、了解不可能ではないか、言い換えると、了解不可能でないと言い切れるかが問われるべきなのである。この姿勢

---

13) 他害行為を行った者の責任能力鑑定に関する研究班編著・前掲注(10)23頁。また、動機地了解可能性と「犯行の了解可能性」について、城下裕二『責任と刑罰の現在』（成文堂、2019）59頁以下。

は、「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則とも親和的である<sup>14)</sup>。この点を再確認させる点で、本判決は重要な意義を持つと言えるだろう。

そうすると反対に問題となるのは、心神喪失を否定した判断が、自ら設定したこの高いハードルを超えられるかである。前述のように、本判決は、本件各妄想の影響が犯行に対して「大きな部分を占めていた可能性を否定できない」として原判決を退けたのだが、これは、逆に言えば、残りの部分すなわち被告人の自発的な意思に基づく部分はあったということを含意しているのだろう。しかし、認識の問題として外形的にそうも見えるということと、実際にそのような部分が残されていたということは別物である。心神耗弱は、心神喪失であったかどうかが確定できない場合に嫌疑刑を科すためのものではないからである。それゆえ、心神喪失を否定するためには、行為時の弁識能力または制御能力がなかったとは認められないと言い切れるかが問われなければならない。この意味で、被告人の自発的な意思に基づく部分を根拠付けるためには、前述の「規範的評価」だけでは物足りないように感じられる<sup>15)</sup>。実際に、この部分の判示は、了解可能性や犯行の合目的性を強調する原判決と類似している。これは、被告人から行為時の精神状態に関する供述が得られなかったため、「精神障害が犯行に及ぼした影響の機序」が不明であったということに原因があるのだろう<sup>16)</sup>。

#### 4. ま と め

以上のとおり、本判決は、動機の了解可能性や犯行の合目的性の判断方法について警鐘を鳴らし、精神障害の影響を十分に考慮すべきであった点で、重要な判断をしたものと評価できる。

もっとも、注意すべきこととして、本件は被害者6名が死亡した事件で

---

14) 稗田・前掲注 (1) 94頁。

15) 友田・前掲注 (1) 201頁参照。

16) 小池・前掲注 (1) 28頁。

被告人の訴訟能力を認めた上で、完全責任能力を認めた原判決の判断に対して心神耗弱の状態にあったと認めた事例（徳永）

あり、責任能力に問題がなければ死刑が言い渡される見込みが高いという事情がある。そして、本件の判断には、極刑を回避すべきかという量刑の側面も強くはたらいっている可能性がある。そうすると、（そのようなものがあるのかは別論として）純粋な責任能力判断との関係で本判決をどのように位置付けるかには、やや難しい問題が残るだろう。しかし、責任主義は、本件のように、被告人にとってもっとも困難な場面で真価を発揮すべき原理ではないだろうか。そしてその判断が一般化されることに、理論としての責任論の意義があるように思われる。したがって、原判決を退けた論理は、責任能力判断一般に妥当するべきものだと考える。つまり、本件はあくまで特殊な事例ではあるものの、ここでなされた判断は一般的な妥当性を持つ。

これに対して、訴訟能力に関する判断については、被告人自身に何が可能であったかではなく、防御権が保障された状況が結果としてあったかに焦点を当てているように思わせる判示がある点が懸念される。心神喪失を認めなかった判断とあわせて、裁判所による「規範的評価」が、被告人に不利な判断において表れている本判決は、近年の訴訟能力・責任能力判断の主流に属するものであると言える。

残された問題として、責任能力と訴訟能力との関係をどのように考えるかという点がある。このうち、責任能力については、研究の蓄積も多く、近年では裁判員裁判を念頭に置きつつ様々な議論が重ねられてきた。問題となるのは、そこでの議論が訴訟能力についても当てはまるのかである。

たとえば、精神鑑定の取扱である。責任能力の議論において精神鑑定の取扱ないし鑑定人の役割が大きな問題とされたのは、これらの持つ裁判員に対する影響が大きいものと見込まれるからであった。精神鑑定の内容および鑑定人の発言の制限を理論的に基礎付ける根拠として、竹川俊也は、アメリカ法における証拠の関連性概念に着目する<sup>17)</sup>。これに対して、訴訟

---

17) 竹川俊也『刑事責任能力論』（成文堂、2018）65頁以下。

能力は、訴訟法的事実であり、裁判員による判断の対象にはなっておらず(裁判員法第6条第2項第2号)、自由な証明によるため関連性の問題も原理的には生じない。それゆえ、鑑定人が精神鑑定の中で「被告人に訴訟能力は認められない」と述べることによって、責任能力と同じ意味の不都合は生じないとも言える。また、責任能力と比べると、訴訟能力の判断は、時点(現在)・内容(コミュニケーション能力)に関して、精神科医の通常の診断に近い側面があるのは明らかである。つまり、精神科医としての鑑定人の専門性がより発揮されやすい事柄なのである<sup>18)</sup>。そうすると、訴訟能力が法律概念であるのは当然であるとしても、訴訟能力の判断は、より精神鑑定に比重を置いたものになるのが理論的な帰結ではないのだろうか。この点は、訴訟能力に関する裁判例の蓄積を待ちつつ、今後の課題となる。

---

18) 中島・前掲注(6)110頁。